

**除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会
開催要綱
(平成24年4月6日一部改訂)**

1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染等作業及び廃棄物等の収集等に従事する労働者の放射線障害防止については、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除染電離則」という。)を平成24年1月1日より施行しているが、今後、避難区域の線引きの変更等に伴い、除染特別地域等において、公的インフラ等の復旧、製造業等の事業、病院・福祉施設等の事業、営農・営林、廃棄物の中間処理、保守修繕、運送業務等が順次開始される見込みとなっており、これら業務に従事する労働者の放射線障害防止対策について検討を行う必要がある。

このため、厚生労働省において、有識者の参集を求め、除染特別地域等におけるインフラ復旧業務等に従事する労働者の放射線障害防止対策のあり方について検討会を開催する。

2 検討項目

(1) 対象作業

除染特別地域等における以下に掲げる事業に係る作業

- ア 公的インフラ等の災害復旧事業
- イ 雇用の維持・確保を図るための製造業等の事業
- ウ 病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業
- エ 営農、営林
- オ 廃棄物の処分の事業
- カ 保守修繕、運送、その他事業

(2) 放射線障害防止対策の適用範囲と最適な対策の内容の検討

- ア 土壌掘削等、除染に類似する汚染物等を取り扱う作業
- イ 除染類似作業以外の屋外作業
- ウ 製造業等における屋内作業
- エ 汚染廃棄物の処分等施設内に放射線源がある作業

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密等を取り扱うなどの場合においては、非公開にすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。

参集者（五十音順）

大迫 政浩	独立行政法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長
金子 真司	独立行政法人森林総合研究所 立地環境研究領域長
小林 恭	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター 契約研究員
杉浦 紳之	独立行政法人放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター長
建山 和由	立命館大学 理工学部環境システム工学科 教授
名古屋 俊士	早稲田大学 理工学術院 教授
古田 定昭	独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所放射線管理部部長
松村 芳美	公益社団法人産業安全技術協会 参与
森 晃爾	産業医科大学 産業医実務研修センター所長 教授
門馬 利行	独立行政法人日本原子力研究開発機構 福島技術本部福島環境安全センター 技術主幹

オブザーバー

尾澤 卓思	復興庁 統括官付参事官
須藤 治	内閣府原子力災害対策本部 原子力被災者 生活支援チーム 住民支援班 参事官
茶山 秀一	内閣府原子力災害対策本部 原子力被災者 生活支援チーム 放射線班 班長
田雑 征治	農林水産省 農林水産技術会議事務局 技術政策課長補佐
井出 光俊	林野庁 経営課 林業労働対策室長
石川 雄一	国土交通省 技術調査課 建設システム管理 企画室 工事監視官